

資料3-3-3

資料 (その3)

平成17年5月27日(金)

株式会社 オリエントコーポレーション

代表取締役会長 飯島 巖

《参考資料3》

包括契約における17条書面の交付に関する新旧規定

平成11年12月改正までの大蔵省銀行局通達「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」	平成11年12月改正後の事務ガイドライン
<p>4、取引の正常化 (2) 契約の締結時に執るべき措置</p> <p>ハ 包括契約に基づく貸付についての書面交付は、次による。</p> <p>(イ) 包括契約を締結した時及び当該包括契約に基づく貸付を行ったときは、そのいずれのときにも書面を交付しなければならない。</p> <p>(ロ) 包括契約を締結したときに交付する書面には、法第17条第1項に掲げる事項中、当該包括契約において特定しうる事項を記載しなければならない。</p> <p>(ハ) 包括契約に基づく貸付をしたときに交付する書面には、貸付の金額、貸付の年月日、及び当該包括契約の契約番号を記載しなければならない。 (以下省略)</p>	<p>3、貸金会社関係</p> <p>3-2-7 説明責任</p> <p>(2) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付を行ったときは、そのいずれの場合にもその内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。</p> <p>またその書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること。</p>

(補足説明)

- * 包括契約 いわゆるカード契約である。約款付の申込書で、カードの申込を受け、カードを貸与する際に、カード会員規約・利用の手引き（17条1項書面に該当）を交付するが、貸付はしてないので、貸付日、貸付額、利息、返済期間等を記載した事項の書面交付は、当然ない。
- カードを利用した際に、ATMから、貸付日、貸付金額、返済方法等の事項がジャーナルによって、交付される。
- 利息、支払額等は、計算期間の利用内容を取りまとめ、請求書にて行われている。

(福岡高裁平成16年11月18日判決文 抜粋)

(略) 第2の2及び前項で認定した事実によれば、借入れに際して交付される本件カード明細書が本件基本契約に基づく個別具体的な貸付けに関する文書であることは、一見して明らかであるところ、本件基本契約書及び本件カード明細書の各記載を併せ見れば、結

局、貸金業法17条1項所定の必要的記載事項は、すべて記載されており、これらの各書面が、本件基本契約締結時及び同契約に基づく個別の貸付けが行われた都度、控訴人から被控訴人に交付されていたというべきである。

これに対し、被控訴人は、第2の3(2)アのとおり主張する。しかし、本件基本契約のように、支払金額が借入残高及び利息の合計額に応じて定められている最低支払額以上とされ(残高スライドリボルビング方式)、支払期限が前回支払日の翌日から35日以内とされるような形態の場合には、前記最低限の要件を満たしさえすれば、具体的な支払日や支払金額の選択は、債務者の任意にゆだねられているのであるから、このような形態における契約においては、基本契約やそれに基づく個別の貸付けに際して、返済期間や返済回数を一義的に定めることは、もとより不可能であるといわなければならない。しかも、このように、支払日や支払金額の選択が、一定の範囲内で債務者の任意にゆだねられている一方、債務者は、個別の貸付けや支払いに際し、最新の取引内容に基づいて作成・交付された本件カード明細書や本件窓口明細書上の「今回残高」、「次回支払期限」及び「次回入金予定額」の各記載によって、自己の債務の内容を把握し、その後の返済計画を検討することも十分に可能なのである。したがって、本件基本契約の締結においても、それに基づく個別の貸付けにおいても、それぞれに際して被控訴人に交付された書面中に、返済期間及び返済回数(貸金業法17条1項6号)の記載を要しないと解すべきであるし、そのように解しても、債務者の保護に欠けるところはないというべきである。

また、原判決は、本件基本契約が自動更新されなかった場合には、同契約に基づくすべての債務が履行期に達したものとみなされる旨の規定(2条2項)が、残高スライドリボルビング方式を定めた支払方法や、支払期日を一定の範囲内で債務者が任意で選択できる旨を定めた支払期限に関する規定と内容的に矛盾するから、貸金業法17条1項6号の定めとしては不十分であるなどと判断したが、前記2条2項の規定が、本件基本契約が更新されないうちに終了した場合にのみ適用される条項であることは、文言上明らかであり、債務者において、残高スライドリボルビング方式を定めた支払方法や支払期限に関する規定と取り違える可能性は想定し難いし、そもそも、本件基本契約においては、貸付け時に交付する書面に返済期間及び返済回数の記載がなくても、貸金業法17条所定の要件を欠くとはいえないことは、前記説示のとおりである。したがって、この点に関する原判決の判断は相当でない。(略)